

茨城県霞ヶ浦水質保全条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 第1章・第2章 略 第3章 工場又は事業場の排水の規制 第1節 特定施設を設置する工場又は事業場(第11条・第11条の2) 第2節 <u>霞ヶ浦指定事業場</u>(第11条の3―第21条) 第3節 <u>霞ヶ浦一般事業場</u>(第21条の2・第21条の3) 第3章の2～第7章 略</p> <p>(定義) 第2条 略 2～4 略 5 この条例において「<u>霞ヶ浦指定施設</u>」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、窒素又はりんを含む物質を含む汚水又は廃液(以下「汚水等」という。)を排出するもので規則で定めるものをいう。 6 略 7 この条例において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水(第11条の3第2項及び第21条の2第1項、<u>法第2条第6項並びに茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成17年茨城県条例第9号)第35条第3項に規定する排水を除く。)</u>をいう。</p> <p>(汚染状態の測定等) 第11条の2 <u>霞ヶ浦流域内において特定施設を設置している者</u> _____ は、当該特定施設を設置する工場又は事業場から排出される水の汚染状態を、窒素及びりんについて1月に1回(1日当たりの平均的な水の排出量が10立方メートル以上20立方メートル未満の場合にあつては<u>6月に1回、10立方メートル未満の場合にあつては1年に1回</u>)以上測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。この場合において、排出される水の汚染状態が、前条の排水基準を超えるときは、規則で定めるところにより、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>第2節 <u>霞ヶ浦指定事業場</u> (排水基準) 第11条の3 <u>霞ヶ浦指定施設を設置する工場又は事業場(以下「霞ヶ浦指定事業場」という。)</u>に適用する排水基準は、規則で定める。 2 前項の排水基準は、<u>霞ヶ浦指定事業場</u> から公共用水域に排出される水(以下この節、<u>第35条第2号及び第37条第5号</u>において「排</p>	<p>目次 第1章・第2章 略 第3章 工場又は事業場の排水の規制 第1節 特定施設を設置する工場又は事業場(第11条・第11条の2) 第2節 <u>指定施設を設置する工場又は事業場</u>(第11条の3―第21条) 第3節 <u>小規模事業所</u>(第21条の2・第21条の3) 第3章の2～第7章 略</p> <p>(定義) 第2条 略 2～4 略 5 この条例において「<u>指定施設</u>」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、窒素又はりんを含む物質を含む汚水又は廃液(以下「汚水等」という。)を排出するもので規則で定めるものをいう。 6 略 7 この条例において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水(第11条の3第2項 _____ に規定する排水を除く。)をいう。</p> <p>(汚染状態の測定等) 第11条の2 <u>霞ヶ浦流域内において特定施設を設置している者(規則で定める者を除く。)</u>は、当該特定施設を設置する工場又は事業場から排出される水の汚染状態を、窒素及びりんについて1月に1回(1日当たりの平均的な水の排出量が10立方メートル以上20立方メートル未満の場合にあつては<u>6月に1回</u> _____)以上測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。この場合において、排出される水の汚染状態が、前条の排水基準を超えるときは、規則で定めるところにより、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>第2節 <u>指定施設を設置する工場又は事業場</u> (排水基準) 第11条の3 _____ <u>指定施設を設置する工場又は事業場</u> _____ に適用する排水基準は、規則で定める。 2 前項の排水基準は、<u>指定施設を設置する工場又は事業場</u>から公共用水域に排出される水(以下この節 _____)において「排</p>

出水」という。)に含まれる窒素又はりんの量についてのそれぞれの許容限度とする。

(震ケ浦指定施設の設置の届出)

第 12 条 震ケ浦流域内において工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、震ケ浦指定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1)(2) 略

(3) 震ケ浦指定施設の種類

(4) 震ケ浦指定施設の構造

(5) 震ケ浦指定施設の使用の方法

(6) 震ケ浦指定施設から排出される汚水等の処理の方法

(7)(8) 略

(経過措置)

第 13 条 震ケ浦流域内において一の施設が震ケ浦指定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつて排水を排出するものは、当該施設が震ケ浦指定施設となつた日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(震ケ浦指定施設の構造等の変更の届出)

第 14 条 第 12 条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第 12 条第 4 号から第 8 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第 15 条 知事は、第 12 条又は前条の規定による届出があつた場合において、排水の汚染状態が工場又は事業場の排水口(排水を排出する場所をいう。以下同じ。)においてその排水に係る排水基準(第 11 条の 3 第 1 項の排水基準をいう。以下この節において「排水基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る震ケ浦指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第 12 条の規定による届出に係る震ケ浦指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

出水」という。)に含まれる窒素又はりんの量についてのそれぞれの許容限度とする。

(指定施設の設置の届出)

第 12 条 震ケ浦流域内において工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、指定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1)(2) 略

(3) 指定施設の種類

(4) 指定施設の構造

(5) 指定施設の使用の方法

(6) 指定施設から排出される汚水等の処理の方法

(7)(8) 略

(経過措置)

第 13 条 震ケ浦流域内において一の施設が指定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつて排水を排出するものは、当該施設が指定施設となつた日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(指定施設の構造等の変更の届出)

第 14 条 第 12 条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第 12 条第 4 号から第 8 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第 15 条 知事は、第 12 条又は前条の規定による届出があつた場合において、排水の汚染状態が工場又は事業場の排水口(排水を排出する場所をいう。以下同じ。)においてその排水に係る排水基準(第 11 条の 3 第 1 項の排水基準をいう。以下この節において「排水基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第 12 条の規定による届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第 16 条 第 12 条の規定による届出をした者又は第 14 条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る霞ヶ浦指定施設を設置し、又はその届出に係る霞ヶ浦指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第 12 条又は第 14 条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第 17 条 第 12 条又は第 13 条の規定による届出をした者は、その届出に係る第 12 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る霞ヶ浦指定施設の使用を廃止したときは、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第 18 条 第 12 条又は第 13 条の規定による届出をした者からその届出に係る霞ヶ浦指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該霞ヶ浦指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第 12 条又は第 13 条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る霞ヶ浦指定施設を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該霞ヶ浦指定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 略

(排出水の排出の制限)

第 19 条 霞ヶ浦流域内において排出水の量が規則で定める量未満である霞ヶ浦指定事業場(以下「霞ヶ浦小規模指定事業場」という。)以外の霞ヶ浦指定事業場から排出水を排出する者は、その汚染状態が当該霞ヶ浦指定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が霞ヶ浦指定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が霞ヶ浦指定施設となつた日から 1 年間(規則で定める施設にあつては、3 年以内で規則で定める期間)は、適用しない。ただし、当該施設が霞ヶ浦指定施設となつた際既

第 16 条 第 12 条の規定による届出をした者又は第 14 条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る_____指定施設を設置し、又はその届出に係る_____指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第 12 条又は第 14 条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第 17 条 第 12 条又は第 13 条の規定による届出をした者は、その届出に係る第 12 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る_____指定施設の使用を廃止したときは、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第 18 条 第 12 条又は第 13 条の規定による届出をした者からその届出に係る_____指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該_____指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第 12 条又は第 13 条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る_____指定施設を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該_____指定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 略

(排出水の排出の制限)

第 19 条 霞ヶ浦流域内において_____排出水を排出する者は、その汚染状態が当該工場又は事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が_____指定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が_____指定施設となつた日から 1 年間(規則で定める施設にあつては、3 年以内で規則で定める期間)は、適用しない。ただし、当該施設が_____指定施設となつた際既に当該施設以外の_____指定施設を設置している工場又は事業場について

に当該施設以外の霞ヶ浦指定施設を設置している工場又は事業場については、この限りでない。

(排水基準の遵守)

第 19 条の 2 霞ヶ浦流域内において霞ヶ浦小規模指定事業場から排水を排出する者は、排水基準を遵守しなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定の適用について準用する。

(改善命令等)

第 20 条 知事は、霞ヶ浦流域内において排水を排出する者が、その汚染状態が当該工場又は事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて霞ヶ浦指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は霞ヶ浦指定施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 第 19 条第 2 項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(排水の汚染状態の測定等)

第 21 条 霞ヶ浦流域内において排水を排出する者_____は、規則で定めるところにより、当該排水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。この場合において、当該排水の汚染状態が排水基準を超えるときは、その結果を知事に報告しなければならない。

第 3 節 霞ヶ浦一般事業場

(排水に関する基準の遵守)

第 21 条の 2 霞ヶ浦流域内において特定施設、霞ヶ浦指定施設又は茨城県生活環境の保全等に関する条例第 35 条第 2 項に規定する排水特定施設を設置しない工場又は事業場（以下「霞ヶ浦一般事業場」という。）から公共用水域に水を排出する者は、当該霞ヶ浦一般事業場から公共用水域に排出する水（以下この節において「排水」という。）を適正に処理し、規則で定める水質に関する基準を遵守しなければならない。

2 前項の基準は、排水に含まれる生物学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量又は窒素若しくはりんの量についてのそれぞれの許容限度とする。

は、この限りでない。

(新設)

(改善命令等)

第 20 条 知事は、霞ヶ浦流域内において排水を排出する者が、その汚染状態が当該工場又は事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて_____指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は_____指定施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 前条第 2 項_____の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(排水の汚染状態の測定等)

第 21 条 霞ヶ浦流域内において排水を排出する者(規則で定める者を除く。)は、規則で定めるところにより、当該排水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。この場合において、当該排水の汚染状態が排水基準を超えるときは、その結果を知事に報告しなければならない。

第 3 節 小規模事業所

(排水に関する基準の遵守)

第 21 条の 2 霞ヶ浦流域内において水を排出する者のうち規則で定める小規模な事業所(次条において「小規模事業所」という。)を設置しているもの

_____は、当該事業所_____から公共用水域に排出する水_____を適正に処理し、規則で定める水質に関する基準を遵守しなければならない。

(新設)

(排水水を排出する者に対する措置)

第 21 条の 3 知事は、霞ヶ浦流域内において排水水を排出する _____ 者に対し、前条第 1 項の規定による基準を遵守するための措置の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該措置の実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 知事は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、霞ヶ浦流域内において排水水を排出する者がなお前条第 1 項の規定による基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、第 2 項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで排水水の排出を行つているときは、その者に対し、期限を定めて汚水若しくは廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命じ、又は排水水の排出の一時停止を命ずることができる。

第 21 条の 4～第 34 条 略

第 7 章 罰則

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 15 条の規定による命令（霞ヶ浦小規模指定事業場に設置される霞ヶ浦指定施設に係るものを除く。）に違反した者
- (2) 第 20 条第 1 項の規定による命令（霞ヶ浦小規模指定事業場から排出される排水水に係るものを除く。）に違反した者
- (3) 第 21 条の 9 又は第 26 条の規定による命令に違反した者

第 36 条 略

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 11 条の 2 の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第 12 条、第 13 条又は第 14 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第 15 条の規定による命令（霞ヶ浦小規模指定事業場に設置される霞ヶ浦指定施設に係るものに限る。）に違反した者
- (4) 第 16 条第 1 項の規定に違反した者
- (5) 第 20 条第 1 項の規定による命令（霞ヶ浦小規模指定事業場から排出

(指導等)

第 21 条の 3 知事は、小規模事業所を設置している _____ 者に対し、前条 _____ の規定による基準を遵守するための措置の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該措置の実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 知事は、小規模事業所を設置している者の講ずる措置が霞ヶ浦の水質の保全を図るため著しく不十分であると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべき旨を勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第 21 条の 4～第 34 条 略

第 7 章 罰則

第 35 条 第 15 条、第 20 条第 1 項、第 21 条の 9 又は第 26 条の規定による命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

第 36 条 略

第 37 条 次の各号の _____ に該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 12 条、第 13 条又は第 14 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 16 条第 1 項の規定に違反した者
- (3) 第 11 条の 2 の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

される排出水に係るものに限る。)に違反した者

(6) 第 21 条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

(7) 第 21 条の 3 第 4 項の規定による命令に違反した者

(8) 第 32 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(4) 第 21 条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

(5) 第 32 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

別表(第11条関係)

別表(第11条関係)

(単位 1リットルにつきミリグラム)

(単位 1リットルにつきミリグラム)

区分	項目及び許容限度	1日の平均的な排出水の量		
		窒素	りん	
製造業	食料品製造業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	20	2
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	1.5
		500立方メートル以上	10	1
	金属製品製造業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	20	2
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	1
		500立方メートル以上	10	0.5
	上記以外の製造業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	12	1
		50立方メートル以上500立方メートル未満	10	0.5
		500立方メートル以上	8	0.5
その他の業種等	畜産農業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	25	3
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	2
		500立方メートル以上	10	1
	下水道終末処理施設	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上100,000立方メートル未満	20	1
		100,000立方メートル以上	15	0.5
	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上	10	1
	し尿浄化槽	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上	15	2
	上記以外の事業場	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	20	3
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	2
		500立方メートル以上	10	1

区分	項目及び許容限度	1日の平均的な排出水の量			
		窒素	りん		
製造業	食料品製造業	10立方メートル以上20立方メートル未満	45	6	
		20立方メートル以上50立方メートル未満	20	2	
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	1.5	
		500立方メートル以上	10	1	
	金属製品製造業	10立方メートル以上20立方メートル未満	45	6	
		20立方メートル以上50立方メートル未満	20	2	
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	1	
		500立方メートル以上	10	0.5	
	上記以外の製造業	10立方メートル以上20立方メートル未満	45	6	
		20立方メートル以上50立方メートル未満	12	1	
		50立方メートル以上500立方メートル未満	10	0.5	
		500立方メートル以上	8	0.5	
	その他の業種等	畜産農業	10立方メートル以上20立方メートル未満	45	6
			20立方メートル以上50立方メートル未満	25	3
			50立方メートル以上500立方メートル未満	15	2
			500立方メートル以上	10	1
下水道終末処理施設		10立方メートル以上20立方メートル未満	45	6	
		20立方メートル以上100,000立方メートル未満	20	1	
		100,000立方メートル以上	15	0.5	
し尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)		10立方メートル以上20立方メートル未満	45	6	
		20立方メートル以上	10	1	
し尿浄化槽		10立方メートル以上20立方メートル未満	45	6	
		20立方メートル以上	15	2	
上記以外の事業場		10立方メートル以上20立方メートル未満	45	6	
		20立方メートル以上50立方メートル未満	20	3	
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	2	
		500立方メートル以上	10	1	

備考

備考

- この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、下水道終末処理施設、し尿処理施設及びし尿浄化槽にあつては、日間平均値とする。
- この表の区分のうち、製造業及びその他の業種等の2区分に同時に属する工場又は事業場に係る排水水については、この表に掲げる製造業に係る排水基準を適用する。
- この表の製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- この表のその他の業種等に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第74号に掲げる特定施設を設置する工場又は事業場に係る排水水については、当該工場又は事業場を当該工場又は事業場に汚水又は廃液を排出する工場又は事業場に属するものとみなして、この表に掲げる排水基準を適用する。この場合において、当該工場又は事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。
- この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- この表において「排水水」とは、法第2条第3項に規定するものをいう。
- この表において「し尿浄化槽」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和60年政令第37号)別表第1第72号に掲げる特定施設に該当するし尿浄化槽及び湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和60年政令第37号)第5条第2号に規定するし尿浄化槽をいう。

- この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、下水道終末処理施設、し尿処理施設及びし尿浄化槽にあつては、日間平均値とする。
- この表の区分のうち、製造業及びその他の業種等の2区分に同時に属する工場又は事業場に係る排水水については、この表に掲げる製造業に係る排水基準を適用する。
- この表の製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- この表のその他の業種等に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- この表において「排水水」とは、法第2条第3項に規定するものをいう。
- この表において「し尿浄化槽」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第72号に掲げる特定施設に該当するし尿浄化槽及び湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和60年政令第37号)第5条第2号に規定するし尿浄化槽をいう。